

生寿園短期入所生活介護事業所 料金表

<サービス利用料金（1日あたり）> 令和元年10月1日改定

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じた生活介護費(保険給付内)及び食費・居室費(保険給付外)合計額をお支払い下さい。(負担割合 1割)

【基準費用額】 (食費内訳 朝 384円 昼 504円 夕 504円)

生活介護費	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	462	569	631	699	769	837	904
多床室	462	569	631	699	769	837	904
介護職員処遇改善加算(I)	38	47	52	58	64	69	75
介護職員等特定処遇改善加算(II)	11	13	15	16	18	19	21
食費	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
居室費： 個室	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
： 多床室	855	855	855	855	855	855	855
合計（個室）	3,074	3,192	3,261	3,336	3,414	3,488	3,563
合計（多床室）	2,758	2,876	2,945	3,020	3,098	3,172	3,247

※ 生活介護費には個別機能訓練体制加算(12円)・サービス提供体制強化加算(I)2)12円・夜勤職員配置加算(I)13円・看護体制加算(II)8円が含まれています。

但し、要支援1・2には夜勤職員配置加算(I)・看護体制加算(II)は含まれていません。

※ 介護職員処遇改善加算(I)と介護職員特定処遇改善加算(II)については、生活介護費と各加算の1日あたりの合計から見込み額を算出されています。

※ 介護保険負担割合証が1割以外の方は、生活介護費と各加算は、介護保険負担割合証の利用者負担の割合で計算されます。

【所得段階 I】

生活介護費	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	462	569	631	699	769	837	904
多床室	462	569	631	699	769	837	904
介護職員処遇改善加算(I)	38	47	52	58	64	69	75
介護職員等特定処遇改善加算(II)	38	47	52	58	64	69	75
食費	300	300	300	300	300	300	300
居室費： 個室	320	320	320	320	320	320	320
： 多床室	0	0	0	0	0	0	0
合計（個室）	1,131	1,249	1,318	1,393	1,471	1,545	1,620
合計（多床室）	811	929	998	1,073	1,151	1,225	1,300

【所得段階Ⅱ】

生活介護費	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
従来型個室	462	569	631	699	769	837	904
多床室	462	569	631	699	769	837	904
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	38	47	52	58	64	69	75
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	38	47	52	58	64	69	75
食費	390	390	390	390	390	390	390
居室費： 個室	420	420	420	420	420	420	420
： 多床室	370	370	370	370	370	370	370
合計（個室）	1,321	1,439	1,508	1,583	1,661	1,735	1,810
合計（多床室）	1,271	1,389	1,458	1,533	1,611	1,685	1,760

【所得段階Ⅲ】

生活介護費	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
従来型個室	462	569	631	699	769	837	904
多床室	462	569	631	699	769	837	904
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	38	47	52	58	64	69	75
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	38	47	52	58	64	69	75
食費	650	650	650	650	650	650	650
居室費： 個室	820	820	820	820	820	820	820
： 多床室	370	370	370	370	370	370	370
合計（個室）	1,981	2,099	2,168	2,243	2,321	2,395	2,470
合計（多床室）	1,531	1,649	1,718	1,793	1,871	1,945	2,020

※ ご自宅と当施設とで送迎を希望される場合は、短期入所生活送迎加算として片道 184 円
ご負担頂きます。

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお
支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険か
ら払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合にも償還
払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事
項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。